

仁和寺と五十首歌

——御室五十首と道助法親王家五十首を中心に——

金子英和

一 はじめに

建久八年頃、仁和寺六世守覚法親王（後白河院皇子。以下、守覚と略称）は、御室五十首（以下、守覚五十首と呼称）の催行を發意し、正治元年頃に成立せしめた。その後、仁和寺では和歌事績が残らない七世道法をはさみ、八世道助法親王（後鳥羽院皇子。以下、道助と略称）は、建保六年頃に道助法親王家五十首（以下、道助五十首と呼称）の催行を發意した。同五十首は、承久二年に完成した。道助五十首が守覚五十首を先例としていることは、諸本巻末に付された後鳥羽院の勅書に「任建久例者、僧詠定有之歟」と記されていることから明らかである。

両五十首は、寺家における和歌行事の催行意義や寺家における和歌行事の先例化の実態等の検討に資する史料である。しかし、たとえば守覚五十首は、主に新古今集研究の枠組みのなかで扱われてお

り、仁和寺においてどのような意味を持った行事であったか十分に検討されていない。もちろんそうした観点からの言及が皆無であったわけではない。阿部泰郎は「寺務を与奪された後の晩年の守覚は、ようやく自らの詠作を活発に行う余暇を得たらしく、建久十年に『守覚法親王五十首』、翌年に『正治二年百首』が成り、また『御集』が編まれた（但し、成立時期不明^①）」と指摘する。阿部の指摘は、当該五十首が、守覚が寺務を退いた後の作品であることを明示した点で重要である。しかし、和歌文学研究の分野では、当該行事が寺務「与奪」後の成立であることに注目して同五十首を分析した論はない。

また、道助五十首は寺家における和歌行事の先例化の問題と密接に結びつくが、先例化意識は具体的に検討されていない。久保田淳は守覚五十首の検討の中で「一見して明かなように、恋の題を含んでいない。僧坊での催しにふさわしくないと避けたのかも（尤も、本五十首を意識したに違いない道助五十首には恋

題も設けられていた。」⁽²⁾と指摘するにとどめ、諸論もこれ以上の見解を示していない。しかし、主催者の仁和寺での立場の違いや、出詠者の別に注目すると、道助五十首は単純に守覚五十首を模倣継承したものではないと考えられる。

本稿は、守覚と道助にとってそれぞれの五十首がどのような和歌行事だったのか検討し、寺家における和歌行事の催行意義や、先例化の実態を考察する。

二 五十首歌催行期の守覚と道助

はじめに五十首歌催行時の守覚と道助の立場の違いを明らかにし、催行意図を検討する。

守覚は五十首歌を召している間に寺務を退き、異母弟の道法が寺務に就く。寺務交代は守覚五十首と密接な関係があると考えられる。後掲の表は、仁和寺御伝、御室相承記、光台院御室伝により、守覚と道法と道助の略歴をまとめたものである。

守覚と道法とは、御室としての経歴をほぼ同じ年齢で辿っている。そのなかで注目すべきは、文治四年に守覚が寺務就任以前の道法に観音院結縁灌頂を行わせていることである。なぜなら「観音院での結縁灌頂執行は、その法親王としての権威を世に示す重事として欠くことのできない儀式」⁽³⁾だからである。観音院結縁灌頂は四世覚法の時に国家的行事に位置付けられたが、道法以前には寺務でない法

51	50	49	47	37	33	27	21	21	20	19	19	11	11	7	年齢	守覚
五十首成立	寺務与奪	五十首詠進依頼	賜綱所	牛車宣旨	観音院結縁灌頂	叙二品	親王宣下	六勝寺檢校	寺務(御室)	伝法灌頂	一身阿闍梨宣下	受戒	出家	入寺	経歴	
			38	37	33	30	22	20	20	19	19	14	14	9	年齢	道法
			賜綱所	牛車宣旨	寺務(御室)	叙二品	観音院結縁灌頂	親王宣下	六勝寺檢校	伝法灌頂	一身阿闍梨宣下	受戒	出家	入寺	経歴	
未確認	35	26	24	24	23	19	18	17	17	15	11	11	6	4	年齢	道助
牛車宣旨	観音院結縁灌頂	承久の乱	五十首成立	賜綱所	五十首詠進依頼	寺務(御室)	六勝寺檢校	伝法灌頂	一身阿闍梨宣下	叙二品	受戒	出家	入寺	親王宣下	経歴	

親王が行うことはなかった。覚法は寺務に補された後、保延六年四四歳で初度の観音院結縁灌頂を行い、続く五世覚性は、同じく寺務にあつて仁安三年に四〇歳で初度のそれを行っている。守覚の養和二年三三歳での観音院結縁灌頂執行も早いのだが、道法は二二歳で執行が許された。このことは、守覚が観音院結縁灌頂を行えない事態にあり、自身の代わりに道法に行わせたことを示唆する。建久元年から同二年まで守覚は病気がちだった可能性が指摘されているが、道法の異例ともいえる観音院結縁灌頂執行も、このような可能性を考える必要がある。実は、寿永三年に行われた守覚による道法への伝法灌頂も、守覚の病がきっかけであった（明月記、嘉禄二年五月二〇日条）。このとき守覚は三五歳であり、前例のない早さであったが、それは御室の不在を回避するための「非常措置」であった。⁶これらのことから、守覚は寿永三年以来、自身の病没などの事態を見据え、道法を指導していたと考えられる。この後の守覚の経歴を追うと、彼は建久六年に綱所を賜った。これは御室として辿るべき経歴を遂げたことを意味する。同年、守覚は東大寺大仏供養の證誠を務めたが、道法に賞を譲り道法は二品に直叙された。加えて同年八月中宮任子の御産御祈には、守覚以下賞を辞し、道法が勸賞を受けた。同年一二月に守覚は五十首を召す（明月記、建久八年一二月五日条）。寺務の交代が行われたのは翌年八月のことであった。それは、仁和寺御伝によれば、建久九年八月五日に道法が「補寺務」、同年同月二七日、守覚が「寺務御与奪」という形を経て行われた。

仁和寺と五十首歌

この寺務交代に注目したい。交代の経緯は仁和寺御伝しかよるべき史料がない。日時の齟齬は不審であるが、どのような経緯があつたのかは不明である。「与奪」といえば、外圧による強制的な権限の移行を想像させるが、そういう意味ではない。日本国語大辞典によれば、第三義に「〔奪〕の字の意味が欠落して」権利、権限を人に譲り与えること。職、あるいは家産などを譲ること。」の意が見え、職原鈔（暦応三年成）を初例としている。仁和寺御伝は、群書解題四下によれば、もともと尊海（東久世通博男。一四七二・一五四三）撰で、成立は室町期である。該本には、「与奪」の例は、守覚から道法への寺務権移行に使用された他に四例見え、①道助から道深②法助から性助③性仁から深性④空助から法尊への寺務権移行の際に使われている。このうち①②の移行については土谷恵の考察があり、それによれば①は外圧による移行ではない。一方②は外圧による移行とみられている。⁷③④の経緯は明らかではない。ただし、①②を同等に「与奪」とすることから、尊海は個々の寺務権移行の事情を考察することはなかったと考えられる。つまり生前の寺務権移行を「与奪」という言葉をもって表現しているのであり、この語は「権利、権限を人に譲り与える」という意で用いられていると解せる。では守覚の折の寺務権移行はどのようなものであったのか。守覚は寺務「御与奪」後も仁和寺に留まり、院御祈等の修法を行っており、外圧等による寺務権移行があつたとは考えられない。守覚の意向で寺務権が譲られたとみてよい。⁸本来御室の入滅にともない寺務の移行

が果たされる仁和寺にあつて、異例の事態である。翌年に守覚五十首は完成した。

以上より守覚は自発的に引退したと考えられるが、これは寺務にあるうちの五十首歌の完成に拘つていないことを示唆しており、企画自体がすでに引退を見据えた段階で行われた可能性も考えられる。さらに当該五十首が円滑な寺務移行を経たのちに催行されたことは、当該五十首の目的が文芸性の追求という面が第一であり權威の発揚を意図したものではないことを示している。すでに十分な權威を築いた守覚が、引退後もそれを補強する必要があつたとはいへない。また、引退後の守覚がことさら權威発揚をすれば、道法との軋轢を生むことになり、このことから權威発揚を意図したとは考えにくい。ただし、守覚の意向に自身の權威を示す意図がなくとも、出詠者や周辺の者たちは、守覚の權威を感じてはいたであらう。

一方の道助は、正治二年に四歳で親王宣下（よつて、正確には入道親王）、承元四年に一五歳で叙二品という経歴の速さが注目される。後鳥羽院の意向を受けた措置であらう。建保二年には道法の入滅に伴い、一九歳で寺務に就く。四年後、二三歳で五十首を企画する。なお、道助のこれ以前の和歌活動は、現存資料の限りでは、建保五年一月九日の当座歌会（順徳院御集、一〇〇八・一〇〇九）と同年の三首歌会（拾遺愚草、二七四二・二七四三・二四九八）が知られるのみである。

道助五十首は、守覚五十首にはない恋の設題、組題構成、院による加點などを有し、この点、文芸性の追求を行ったものと考えられる。それと同時に、道助が寺務であるうちに催行したことは、御室の權威を、文芸を通して示す意図があつたことを窺わせる。

もちろん和歌行事の催行が、道助の宗教的權威の称揚に直接的に結びつくというわけではない。しかし、道助の個人的權威や、仁和寺の權勢（経済力・権力）の評価につながってくる。和歌行事ではないが、道助の行動が仁和寺の權勢の発揚につながつた例として、建保五年二月一三日の水無瀬殿庚申御遊の経営を挙げることができ、この日の経営を任された道助は、御遊の献上品として金銀の贅を凝らした文物を揃えていた。その目録は光台院御室伝に記載されており、該本は「万人驚目、後代難及云々。」と記す。また、定家は「仁和寺宮庚申之御宮、毎事驚耳、海内之財力、末世更無陵遲歎、金銀錦繡、如雲如雨、」と驚嘆している（明月記、同月九日条⁹）。定家の驚嘆ぶりは、彼が、仁和寺の経済力に感服したことを示している。道助五十首の場合は、どの程度に経済力が働いたかは明らかではない。しかし、大規模な行事ともなれば、支出は当然必要となつたはずであり、当該五十首は道助の權威づけに一役買うことになつたと推測される。

また、まだ若年の道助が権門公家から歌を召すということ自体が、自身の權威を発揚する象徴的な行為と言える。具体的な検討は後にするが、坊門信清女を母とする道助は、閑院流の公経・実氏とは血

縁は薄い。従って、彼らは血縁による召しではない。覺性以来仁和寺の和歌活動には閑院流が関わっていたため、また何より守覚五十首が閑院流の実房・公継を擁したため、公経・実氏を作者に選んだのであろう。一方で、道助が権門公家から歌を召すという構図は事実としてあるのであり、これは当該五十首を用いて自身の権威を示したことになる。

さて、和歌そのものが道助の評価につながっていたことを端的に示す資料は見出すがたいが、明月記、嘉禄元年四月二五日条は、和歌を通じた道助の評価として確認しておきたい。定家はこの日、道助から和歌についての下問（添削の依頼であろうか？）を受け「自御室給御書、聊御歌之間也、申所存了、旧年此道繁昌之余味、只残于彼御辺、有悲慟之思、」と記している。嘉禄年間では往時の和歌の隆盛を感じさせるのは仁和寺のみだというのである。ここからは定家が道助を和歌の道の庇護者として評価していたことが読み取れる。嘉禄年間の記録を道助五十首の評価の判断材料にすることは出来ないが、定家が、和歌行事を催すことは歌道を支える行為であり、一種の榮譽的行為という理解をしていた事を伝える。これは当時の人々の和歌に対する一般認識でもあったろう。行事の規模が大きかったり完成度が高かったりすればするほど、主催者の評価は高まるわけであり、権力者の側にいた道助がそのような行事の性質に無関心であったとは考えられない。よって当該五十首の催行に、自身の権威の発揚を意図した側面は認めてよいであろう。御室としての

権威を表現する意図があるか否かという点に、両五十首の差異が認められる。

三 出詠者の検討

つぎに、出詠歌人の身分や職掌を比較し、その差異を明らかにする。さらに主催者と注目すべき出詠者との関係を確認し、両五十首の催行意図の検討を重ねる。両五十首は影響関係が認められていながら、これまでこうした分析はなされていなかった。

出詠者に関する先行研究の問題点を確認する。守覚五十首の出詠歌人に関する先駆的研究は、有吉保によって行われている¹⁰。仁和寺と六条家が深い関係を持っていたことから、出詠歌人の人選が六条家主導で行われたという前提に立ち、六条家と出詠歌人の関係を考察した。その後、久保田淳が仁和寺僧の経歴について再説したが¹¹、論全体はやはり歌道家に注目した分析となっており、有吉論を大きく訂正するものではない。

両論は新古今研究という面では今なお価値を持つ。ただし、守覚と出詠者との関係が深められていないことは問題である。たしかに御子左家に比べ六条家が仁和寺と縁が深かったのは事実であり、彼らが仁和寺の和歌行事に影響力を持ったことは蓋然性の高い推定である。しかし、多くの出詠者が、法会や公事を媒介に当該五十首以前から守覚と関係を持つていることが見落とされている。その事実

は、出詠歌人の人選は六条家ではなく、守覚主導であった可能性を示している。であるとすれば、どのような歌人を選んでいるのかは、行事の性格を知る手がかりになる。

一方の道助五十首については、道助から後鳥羽院に出詠者の人選に關し相談があり、院による差し替えがあったことが、巻末の勅書から知られる。⁽¹²⁾

上皇勅書云

五十首和歌事、已先例歟、其上何事候哉、抑人数加一見候、

此中於為家朝臣者、雖為重代、無下未練之由風聞、不可然歟、

雖人数之外、家長、光経、秀能、尤可詠輩等也、家長ハ和歌

所預也、光経者依堪能、已被聽昇殿、即獻中殿和歌者也、秀

能ハ於当世大略無双者也、於有詠沙汰者、彼詠必可披見者也、

任建久例者、僧詠定有之歟、堪能何人候哉、不審云云

八月廿二日

ところが「伝本に付載される後鳥羽院勅書二通から、家長・光経・秀能は院の推挙による追加、為家は候補であったが「未練」との理由ではずされるなど、院の強い関与が知られる。」⁽¹³⁾と、院の影響力を大きく読み取る評価がされている。ただし、この勅書から窺える院の関与といえは、若年として為家を除いたこと（当時二二歳）、家長・光経・秀能を加えたことである。僧についても、力量に疑問を示すものの、彼らの参加を認めている。なお、佐藤恒雄は院の指示により僧の参加が決まったとするが、人選案に仁和寺僧が入って

いなかっただというものは不審で、事前に出詠者に加えられていたと見るべきであろう。つまり、歌人としては無名の彼らに対し、院は守覚五十首に倣って僧を選んだのだろうか、どれほどの力量があるのだろうか、と疑問を呈しているのである。以上より、院の関与は限定的であり、おおむね道助の希望がなかったわけである。では道助はどのような歌人を作者としているのか。

まず、両五十首の作者構成を示す（次頁）。

後で具体的に検討するが、出詠者は仁和寺の法会に参加したり、子弟が仁和寺僧であったりと、和歌以外で仁和寺と縁を持っていることがわかる。

しかし、守覚五十首において御子左家はそのような関係は薄く、注目される。当該五十首の出詠を俊成定家に伝えたのは寂蓮で（明月記、建久八年一二月五日条）、⁽¹⁴⁾寂蓮は崇徳院皇子の仁和寺僧元性との和歌交流も認められるなど、御子左家では仁和寺に近い人物だった。しかし俊成は長秋詠藻を守覚に奉って以来、当該五十首まで仁和寺歌会への出席は認められず、定家もこれが初めての参加と考えられる。彼らは歌道家であることが評価されて招集されたのだろう。

道助五十首における定範・幸清は、他寺の僧の参加である点が注目値する。守覚五十首では僧は仁和寺僧のみの参加であったが、当該五十首は他寺の僧を取り込むように拡大した感がある。また楽家の藤原孝継の出詠も興味深い。孝継は仁和寺を基盤に活動した人

仁和寺と五十首歌

○その他 60 △	季経 69 有家 46 顕昭 60 △	○六条家 61 △	寂蓮 42 家隆 38 定家 58 隆信 85	俊成 (入道) ○御子左家 ・専門歌人	公家・歌道家 ・専門歌人	師光 (入道) 69	兼宗 37 公継 25 隆房 52 実房 (入道) 53	公家 仁和寺との関係	公家 仁和寺との関係	守覚 50 賢清 45 禪性 55 覚延 55 △	仁和寺との関係 ・御室。 ・守覚弟子。 ・仁和寺僧。 ・仁和寺僧。	守覚五十首
○その他 49	○六条家 27 家衡 40 保季 48 知家 (親定家)	信実 42 家隆 61 定家 57	○御子左家 ・専門歌人	公家・歌道家 ・専門歌人	仁和寺との関係	孝継 35 秀能 45 光経 40 家長 48 行能 25 範宗 48	公経 48 公氏 25 実氏 48 範宗 48 行能 40 家長 45 光経 40 秀能 45 孝継 35	公家 仁和寺との関係	公家 仁和寺との関係	道助 23 覚寛 47 隆昭 47 経乗 47 俊孫 47 定範 54 幸清 42	仁和寺との関係 ・御室。 ・仁和寺僧。 ・仁和寺僧。 ・仁和寺僧? ・仁和寺僧? ・法会に参加。東大寺僧。 ・守覚弟子。石清水社僧。	道助五十首
○その他 49	○六条家 27 家衡 40 保季 48 知家 (親定家)	信実 42 家隆 61 定家 57	○御子左家 ・専門歌人	公家・歌道家 ・専門歌人	仁和寺との関係	孝継 35 秀能 45 光経 40 家長 48 行能 25 範宗 48	公経 48 公氏 25 実氏 48 範宗 48 行能 40 家長 45 光経 40 秀能 45 孝継 35	公家 仁和寺との関係	公家 仁和寺との関係	道助 23 覚寛 47 隆昭 47 経乗 47 俊孫 47 定範 54 幸清 42	仁和寺との関係 ・御室五十首に参加。 ・御室五十首に参加。	道助五十首

*僧と公家に大別し、公家はさらに歌道家を別くりにした。ただし、信実と寂蓮・顕昭は歌道家の一員としての面を重視し分類した。また、雅経は歌道家とは言えまいが、新古今集撰者であることを考慮し、歌道家のその他に分類した。*それぞれの配列は、底本の配列のとおり。ただし、定範・幸清は他寺院僧であるので、後に配した。*各作者の下の数字は年齢。守覚五十首作者は正治元年時点での年齢。道助五十首作者は建保六年時点での年齢。△はその年前後であることを表す。

物である。当該五十首は僧と院・権門・諸大夫・楽家とで成立したといえるが、これらの人員構成は法会の人員構成を思わせる。このような歌人構成の差異は両五十首の催行意図の違いに結び付くと考えられる。続いて主催者と出詠者との関係を明らかにする。

三 出詠者の検討―①守覚五十首

守覚と歌道家と関係は先行研究で深められているので、それ以外の出詠者について検討する。

賢清 久寿元年～元久元年。

久保田により守覚より受法したこと、父が久安百首歌人実清であつたことなどが紹介されている。以下、新しく見いだせたことをまとめておく。

賢清は密教大辞典に立項され、生没年と著作が紹介されている。依拠資料の血脈類聚記によれば、久寿元年生、元久元年一〇月一日寂、五〇歳である。守覚五十首の述懐題で

四十までおほくの年はつもれどもなほ数ならぬ身をいかにせん

三九一

と詠むが、「四十」は、実情を反映した詠と言えよう。

僧としての経歴をまとめる。守覚から道法への授法するとき（元暦元年十一月五日）式衆として参加。このほか、守覚から隆憲・親覚（忠親男）・行宴・行守・覚教・海恵・道尊（以仁王男）・澄覚（師

光男）らへの授法に参加し、道法から公深（実房男）への授法（建仁三年二月一日）に嘆徳として参加（以上、血脈類聚記）。建久三年一〇月一日、孔雀経御修法に已灌頂として参加（孔雀経御修法記）。建久四年七月二十七日、呪願賢清已講として参加（東寺長者補任、印性の項）。建久八年には、東寺凡僧別当（東宝記第一、仏宝上講堂、建久八年修理次第）。正治元年権律師（守覚五十首）。正治二年七月一日、律師（東寺長者補任、仁隆の項）。正治二年八月一日、御産御祈に参加（御産御祈目録）。建仁三年九月三日には少僧都（御室相承記、後高野御室の項）。和歌事跡は守覚五十首以外に知られない。

禅性 一一四〇年代？～没年未詳。

禅性は、尊卑分脈によれば、公重（元永元二年？～治承二年頃）男。叔父に公延（通季男。仁和寺僧）、兄に公源（仁和寺僧）、甥に公順（仁和寺僧）がいる。久保田が指摘するように、仁和寺諸院家記諸本や血脈類聚記の賢清の記述から、公重男としてよい。以下、今回の調査で明らかになったことをまとめる。

生年は未詳だが、ある程度推定できる。禅性は覚性から守覚への授法するとき（嘉応元年一月二八日）、十弟子を務めた。血脈類聚記には「禅性阿闍梨居箱」と見える。ここからある程度生年代が絞られる。十弟子は香炉箱などの持物を持つ役で年少の者が就く。このときのほかの十弟子に実尊（香炉箱）、仁隆（草座）、隆遍（御草鞋）

がある。仁隆・隆遍は血脈類聚記に没年齢・受法時の年齢等が記されている。⁽¹⁶⁾そこから嘉応元年には、仁隆は二七歳、隆遍は二六歳であることがわかる。その他、歴代の仁和寺僧で十弟子を務めた中で年齢の分かる者を挙げると、永巖・一九歳（覺行受法時）、成耀・二一歳（道法受法時）・三〇歳（道尊受法時）、隆賢・二三歳（道法受法時）らがいる。このため、禅性も二〇代で十弟子を務めたと推定され、一一四〇年代の生まれか。公重の歳を考慮しても不自然な年齢ではない。

仁和寺僧としての活動をまとめる。血脈類聚記には立項されず、法流不明。覚成から隆遍への伝法灌頂に色衆として出、讃頭を務める（吉記、承安四年二月一三日条）。さらに治承二年二月一五日の兼豪から寛経への授法の時、誦経を務める（血脈類聚記）。守覚五十首諸本に阿闍梨禅性とあることから、建久一〇年以前に阿闍梨となった。さらに文机談では左衛門の督法眼、万代集や和漢兼作集では禅性法眼とあり、法眼位に昇ったらしい。

さて尊卑分脈には琵琶・能書とあり、文机談によれば、妙音院師長の弟子で、東屋談を記した。琵琶の弟子に公能孫実快男公審がいる。

和歌事跡は、新古今集に一首入集するが、守覚五十首以外にまったく詠歌が確認できない。ただし公重は風情集によれば覚性の歌会に参加していたので、禅性も覚性の歌会に参加していた可能性も想定できる。

以上のように、禅性は守覚の受法会に参加しており、まずここに近い関係がうかがえる。さらに、参語集卷二によれば、守覚は妙音院師長の琵琶譜によつて楽家の藤原孝道と伽陀の博士を制作していたという。⁽¹⁷⁾とすれば禅性も制作に関与した可能性も浮かび、守覚の音楽世界を支える存在でもあったと考えられる。

覚延 一一三〇～五〇年代？～没年未詳。

有吉が指摘するように、仁和寺諸院家記の恵命院の項に、公重の猶子との記述が見える。

仁和寺僧としての面をまとめる。血脈類聚記には誰の付法であったか記載がない。同書によれば、禎喜から公祐（公教男）の授法の時（嘉応二年二月四日）讃衆と見え、六日後の禎喜から延杲（長忠男）への授法の時にも讃衆を務めている。

仁和寺諸堂記によれば、恵命院は覚性より賜った。また月詣集には、覚性入滅に際し詠んだ哀傷歌が入集し（九六五）、覚性に親近したらしい。

覚性との関係から、大まかながら生年代を浮かび上がらせることができる。覚延が覚性から恵命院を賜ったとなれば、きわめて若輩とは思えない。一方、覚性から受法していなかったようであるから、壮年であったかは疑問である。伝法灌頂の受者は、血脈類聚記では四〇歳以上であることが多い。覚性から受法した僧の年齢を記すと、実任三一歳、任性二四歳、守覚一九歳（以上仁安三年）、元性一九

歳（仁安四年）である。仁安四年に覚性は入滅しており、受者の年齢が若いのは、たとえば覚性が病などで自身の死を悟り授法を急いだためか。守覚・元性は貴種であったため授法がとりわけ早かったであろう。覚延に授法しないのは、未だ適切な年齢に達していなかったためと考えられる。以上を勘案して、一一三〇〜五〇年代生と見ておきたい。覚性に親近していたことから、守覚とも密接な関係が想像できる。なお、大日本史料の建仁二年八月二六日条に所引の伝燈広録¹⁸に守覚の弟子として「覚円作延少將闍梨根來円明寺」とあり、大日本史料編纂者の補注に「○血脈類聚記二覚演、真言伝法灌頂師資相承血脈二覚延二作ル」の記述が見える。そこで再度血脈類聚記にあたりと覚演は果たして守覚付法の弟子であり、文治元年一月六日に四四歳で受法した旨が記されている。逆算すると康治元年の生まれで、先の生年推定とはほぼ合致する。ただし覚延と覚演・覚円を同一人物とするにはなお史料が必要で、慎重を期し本稿では別人としておく。覚延は覚性と非常に近い関係にあり、早い段階から守覚とも交流があったと考えられる。さらに公重猶子となると禪性同様、覚性の歌会に参加した可能性が考えられる。覚延の和歌事跡をたどると、続詞花集に入集（四七二）することから、永万元年以前に和歌活動を開始した。覚性・守覚両者との贈答歌はないが、覚性時代を念頭にした歌として、両者と交流のあった教長との贈答歌があげられる。貧道集に入集する次の歌である。

あるやまでらにてよもすがら歌よみななどして、そのあした

にむかしみし人なればかくなんよみてつかはしける

むつごとともつきぬにあくる秋のよはいまもむかしもかはらざり

けり
かへし
覚延阿闍梨
五一五

げにやさぞかはらざりけるむつごととにそのいにしへのあきぞこ

ひしき
中村文は、心知れた者同士が出会ったとき、和歌によって感興が起

されるとして当該贈答を例に挙げて¹⁹。ただし、なぜ覚性時代を

念頭にしたと解せるか詳述されていないので、改めて検討を施しておく。

当該贈答は恋歌風に趣向を立てている。詠作年次は不明だが、教長は覚延を「むかしみし人」と呼び、別れがたさを今と昔を鍵にして歌う。対する覚延は、昔と変わらない「むつごと」に、「そのいにしへの秋」を恋しく思うと歌い、やはり昔に固執する。この贈答において、昔にこだわるのは趣向に過ぎないのかもしれない。またほんの少し疎遠だったことを大げさに示したのかもしれない。しかし、虚心に詞書を読めば、二人の間には相応の没交渉期間があったと解せる。よく知られているように、教長は保元の乱で敗者となり、七年間の配流生活を送り、応保二年に帰洛する。仁和寺と親しく交流した教長であれば、覚延とも接触する機会は大げさなはずであり（このことは中村も指摘している）、彼を「むかしみし人」と呼ぶのは、乱配流による交流断絶後の実感と推測される。となる

と、覚延の言う「そのいにしへ」とは、覚性存命時を思い浮かべたことばと考えられるのである。

以上三者は、守覚の受法に参加した者、また守覚から受法した者などであった。およそ同年代とみられる彼らは、覚性の歌会に参加していた可能性も高く、治承年間から始まるとみられている守覚の和歌活動を初期から支えたことも想定できる。なお彼らはいずれも閑院流に属する面々である。これは、守覚が閑院流を優遇したというよりも、もともと風雅の嗜みがある閑院流に生まれた仁和寺僧が、そのような環境から和歌を好み、守覚の近辺にいたため出詠したのである。

次に、公家に目を向けてみよう。

実房（静空） 久安三年～嘉禄元年。

守覚五十首出詠理由は有吉によって以下のように考えられている。自身の生母が顕季女であった。また息覚教は守覚の付法であった（血脈類聚記によれば文治四年正月一六日受法）。

右の推定は支持できる。仁和寺との関係を補足する。実房と守覚の関係は寿永年間にさかのぼる。実房は寿永元年に皇后大夫（守覚同母姉、亮子内親王。のち殷富門院）になる。北院御室御日次記によれば、同年一二月三日に観音院結縁灌頂の打ち合わせのために守覚と対面し、同月一五日の観音院結縁灌頂に参加した。⁽²⁰⁾ 実房は修法

を通して守覚と交流を持っていたのである。この縁で覚教は仁和寺に入ったと見られる。

隆房 久安四年～承元三年。

守覚五十首出詠理由は、有吉によって、顕季を曾祖父に持つことから、「六条家系権門」として参加したことが指摘されている。しかし和歌事績から見れば隆房は六条家・御子左家にとらわれず交流の枠を広げている。定家とも交流があり（明月記）、正治奏状で正治初度百首に歌人の一人として推された。

仁和寺との関係を確認する。隆房と守覚との直接的な交流は、守覚五十首以前には確認しえないが、隆房は文治二年六月一六日に亮子内親王が以仁王のため修した追善法要に参加（守覚作成、皇后宮一品経供養次第⁽²¹⁾）。導師は守覚であった。また、建久四年一月四日の法孫王道尊（以仁王王子。このとき一九歳）の守覚からの受法のときに参列（血脈類聚記）。建久六年八月五日の中宮任子御産の時の仁王経法（導師、道法）に参加（ただし、この時期隆房は兼実に接近していたので、その縁による参加であろう）。このように隆房は公家として修法を通して仁和寺と接点を持っていた。

また、守覚の著作とされる左記によれば守覚のもとには平家歌人が集っていたので、その縁で交流を持った可能性も考えておきたい。隆房は六条家歌人とは言い切れず、修法や平家を媒介に守覚と交流を重ねたことも想定すべきである。さらに父隆季の存在も、仁和

寺との関係を考える上では重要である。隆季は朝吏として仁和寺と交流があり、その様子は北院御室御日次記によって知られる。つまり隆季が仁和寺と交流を重ねる中で隆房が守覚の知遇を得た可能性もある。

公継 安元元年～嘉祿三年。

守覚五十首出詠理由は以下のように考えられている。有吉は、父実定が禅性・覚延の甥公方（公順改名）を養子として迎えたことと、公重が叔父実能の猶子となっていることから、「交友関係も推察される」とする。しかし、それよりも実定自身の存在が大きい。実定は覚性とも交流があり、仁和寺に住していたこともある。⁽²³⁾北院御室御日次記から守覚と交友が認められ、文治三年七月二〇日に行われた守覚の和歌会と連句連歌会に出席している（明月記、安貞元年九月二七日条）。実定は建久二年閏二月一六日に死去する。

公継は未だ二五歳で出詠者の中では抜群に若く、これ以前の彼の歌歴は経房家歌合（建久六年）の出詠が確認できるのみである。

兼宗 長寛元年～仁治三年。

守覚五十首出詠理由は有吉によって以下のように考えられている。実房息の公房の室は、兼宗の兄弟で、兼宗室は、六条家重家女である。つまり、六条家の縁者として参加した。しかし、兼宗の中山家と守覚との関係の方が、より直接的な参加理由と考えられる。

兼宗父忠親は守覚に有職面で助言を与えており、そのさまは北院御室御日次記で確認できる。また、兼宗兄で仁和寺僧の親覚と守覚の関係も留意したい。親覚は山槐記によれば文治元年八月二六日に守覚の讓で法眼に叙され、同年一〇月二四日には守覚より受法している（血脈類聚記）。また忠親弟の覚成は保寿院僧正とも呼ばれ、仁和寺にあつて守覚を支えた人物であつた。

このように兼宗はもともと仁和寺とは強固な縁があり、そのうえ和歌を愛好していたため守覚五十首の参加が決まったのであろう。

師光（生蓮） 天承元年頃？～建仁三年まで生存。

守覚五十首出詠理由は有吉によって以下のように考えられている。師光は六条家系歌人であり、息男澄覚が守覚の付法であつた。しかし師光を六条家系歌人としてよいか疑問である。たしかに師光は御子左家より六条家との交流が深いが、師光集には寂蓮（当時定長）との贈答歌も見え（八三・八四）、寂蓮集では、寂蓮が師光主催の歌会に出席していた形跡が確認できる（二〇二）からである。当該五十首参加は、直接には、澄覚の存在があつたからであろう。

澄覚は血脈類聚記によれば、建久一〇年二月一八日に二四歳で受法。伝法灌頂を受けるには、仁和寺に入つてある程度の年次を経ているはずであり、師光は守覚五十首以前に仁和寺とつながりがあつたと考えられる。なお、師光が頼長の猶子となつたことを考えると、頼長男師長の琵琶の弟子であつた守覚や禅性とも面識があつた可能

性がある。

以上のように、公家歌人は守覚とは守覚五十首以前から関係のある面々であった。六条家と密接な関係があるばかりではないのである。守覚五十首出詠者は守覚の縁者を中心に選ばれたと考えられ、人選も六条家主導ではなく、守覚の主導であった可能性が高い。守覚の主導という可能性は、御子左家の出詠からも推測できる。

俊成定家は寂蓮を介して守覚の出詠の仰せを受けた。

天晴、少輔入道来、一日依召、参仁和寺宮、仰云、欲詠五十首

和歌、定家父子可詠進之由、可相示者、時云、身雖憚多、聞此事、無左右領状、宮御事更不似事、

(明月記、建久八年二月五日条)

「宮御事更不似事」という表現には、守覚が並々ならない熱意で当該五十首を依頼したことが知られる。

さて、西村加代子は、覚性の和歌圏が身内的性格の強いことを指摘する。²⁴ 守覚の場合も同様であって、前代に以来の閑院流と六条家に加え、新たに自身の修法を通し交流を持った公家を召し和歌活動を展開したとみられる。五十首歌に権門勢の参加を見るのは御室の権威を示す意図があったのではなく、歌会の基本的な構成員であったからであろう。そこに従来交流の薄かった御子左家が加わったのは、文芸性の追求のためと考えられる。

以上見てきたことを考え合わせると、守覚五十首は、寺務引退を

見据えた時に計画された記念碑的な作品で、文芸性の追求を行った作品であったと捉えられる。または、今後の旺盛に和歌活動を展開していく計画があり、その契機的作品でもあったのであろう。

三 出詠者の検討―②道助五十首

続いて道助五十首の出詠者の検討を行う。出詠者のうち、六条家歌人・定家・家隆・雅経は専門歌人として召されたと考えられ、院推挙の三人は出詠経緯が明確なので、紙幅の都合もあり、それ以上の考察は行わない。僧と権門勢、諸大夫勢を中心に検討して行く。

覚寛 生没年未詳。

為家集によれば、寛元四年には生存。源行宗の曾孫。法橋行賢の男。法流は定かではない。定家との交流が夙に注目されている。²⁵ また仁和寺での活動は土谷の詳論がある。それによれば、道助が出家した時には御室御所の実務を担い、承元三年には法親王庁別当、建保年間には房官として活躍した。²⁶

行宗は金葉集以下に入集し、崇徳院歌壇で活躍した。行賢は新勅撰集に入集し(雑二・一一八〇)、覚寛は和歌を愛好する家の出であった。

隆昭 承安二年～嘉祿二年。

生没年は血脈類聚記による。俗系不明。道助五十首には「越後法橋俊暹子」とあるが、血脈類聚記には「法橋俊暹真弟子」とある。

守覚の弟子の仁隆より受法し、律師まで昇った（以上、血脈類聚記）。建保二年二月一四日に行われた歓喜寿院の御堂供養（導師道助）では大法師として参加しており（光台院御室伝）、道助の修法世界を支える一人であったと言える。その他、道尊の授法会などに列席した記録が残る（血脈類聚記）。なお俊暹は仁和寺三世覚行の受法の際に十弟子を務めたが、それ以上の記録がない。

当該五十首において隆昭の歌は院から賞賛を得た（当該五十首巻末一〇月一四日勅書）が、残された詠歌は少ない。道助主催と考えられる詠十首和歌のほか、続古今集に詠年不明歌が一首採られる（恋一・一〇六二）程度である。なお、別本和漢兼作集（五九二）、和漢兼作集（四三二）に入集し、和漢兼作の人だった。

経乘 生没年未詳。

俗系不明。血脈類聚記には建長七年に二六歳で受法した経乗なる僧が一人いるが、時代が合わない。この経乗は五辻宣経男である（仁和寺諸院家記）。また、続門葉集に権律師経乗なる僧がいるが、彼は頼暎とともに歓心院稚児孫清・福寿と交流があり、頼暎は醍醐寺座主定済の入滅（弘安五年一〇月三日）に際し哀傷歌を詠んでいる（続門葉集・八六三）ことから、この者は道助五十首の経乗よりやや下の時代の僧とみられる。道助五十首の経乗は和歌資料には一貫

して法師と書かれるため、僧綱に昇らなかった可能性が高い。

和歌活動は当該五十首のほか詠十首和歌の出詠が確認できる。また、道助の入滅に際し、仁和寺僧の実瑜と哀傷歌の贈答を行う（続拾遺集・雑下・一二九八、新後撰集・雑下・一五〇二）。このほか、続後撰集に詠年不明歌が一首採られる（雑上・一〇七九）。

俊孫 生没年未詳。

俗系不明。当該五十首のほかに詠歌が確認できない。

定範 永万元年～嘉禄元年。

もと醍醐寺僧で東大寺に移った。のち、再び醍醐寺に戻る。道助五十首催行当時は東大寺別当である。さて定範の住坊東南院では、承久元年一月から、後に仁和寺九世となる道深（後高倉院皇子）が十八道加行を行う（仁和寺御伝⁽²⁷⁾）。中村は道助五十首に定範が参加した理由にこのような人的関係を挙げているが、支持⁽²⁸⁾できる指摘である。ただし、定範と道助の関係は、早くは道助が道法より受法した際、定範が色衆として参加していることに確認でき、建保五年六月一四日に道助を導師として宮中南院で修された愛染王法にも定範は出席している（以上光台院御室伝）。これらのことから定範も道助の修法を支える僧の一人であったことが知られる。定範は文治年間から門葉集を編むなど和歌を愛好しており、当然道助もそのことは知っていたと考えられる。仁和寺の仏事を仲立ちに両者の関係

はまず構築され、当該五十首の出詠につながったのだろう。

幸清 治承元年～文暦二年。

石清水社は、光清の子の代で勝清の田中家と成清の善法寺家に分裂した。その中で、天台系の田中家に対し、善法寺家は仁和寺に近づき勢力を盤石にしたと見られている。⁽²⁹⁾ 幸清は善法寺家に属す。

さて幸清は石清水祠官系図では、「師主仁和寺二品親王守覚法親王」と記される。ただ同系図は年齢などに矛盾が多い。さらに幸清が守覚を師主としたことは仁和寺側の史料からは確認できない。これらの点で当該記述には若干の疑問が残るものの、本稿はこれに従って論を進める。同系図によれば幸清は文治五年、一三歳で石清水社少別当になっているので、仁和寺に入っていたのはごくわずかな期間であったと思われる。なお、父成清、兄成真も同系図では仁和寺と注記される。ただし、仁和寺の資料では成清の名が確認できない。また、成真は仁和寺僧禅信女を母に持ったと記されるが、禅信・成真は、やはり仁和寺の資料に名が見えない。仁和寺と石清水社の具体的な交渉は同系図の記述以上に深めることができない。

幸清の仁和寺歌会への参加は、守覚時代には認められない。道助五十首が初めてである。それは単純に守覚存命時、幸清が若年で満足な和歌活動ができなかったからと考えられる。長じて幸清は顕昭の和歌の子弟となり、歌書も相続した。⁽³⁰⁾

以上のように、当該五十首は仁和寺僧のみならず、他寺院の歌僧を参加せしめている。このようなことは守覚五十首には見られなかった。

つぎに公家の参加を考えてみよう。

公経・実氏 公経 承安元年～寛元二年。 実氏 建久五年～文永六年。

公経は後鳥羽院近臣として活躍した。院勤により建保五年末から同六年初頭まで籠居したが、同年に懐成親王の立太子にあたり春宮大夫となり、同年に正二位大納言となる。和歌活動は、玄玉集に二首（四一一・六八〇）取られており、建久年間には詠歌を始めた。以後、後鳥羽院歌壇を中心に活動する。道助五十首以前に道助との和歌上の接触は確認できない。ただし、石清水社とは交流があり、正治二年と元久元年の石清水若宮歌合などに出詠した。

実氏は公経男。建保三年から順徳天皇内裏歌壇で活動する。公経同様、道助五十首以前に道助との和歌上の接触は確認できない。

公経・実氏は閑院流の嫡流で和歌を愛好した。道助五十首は道助の初期の和歌活動の内の大規模なものであるが、公経らの出詠は、道助が閑院流を取り込んだ和歌活動を構想していたことを示している。

行能 治承三年～建長五年。

行能の出詠理由は不明である。世尊寺家は仁和寺に子弟を入れることは少なく、法流という面では関係が薄い。想定出来る理由を挙げるとすれば、順徳天皇内裏歌壇の構成員であった点である。道助と順徳天皇の中は良好で、和歌交流もある。そうした関係から行能の情報は入手しやすく、召しやすかったと考えられる。ただし、同歌壇の構成員がみな道助五十首に参加しているわけではない。従って、内裏歌壇構成員であったことが理由としても、さらに行能でなければならぬ要因があったはずである。そのように考えた時、行能の能書という特技も注目されたものか。つまり、道助五十首は後鳥羽院に提出する際、清書をする必要があつて行能の能力が買われたものか。

孝継 生没年未詳。

孝道の末子である（郢曲相承次第）。ただし、石田百合子は養子とする⁽³¹⁾。その根拠は示されていないが、文机談には名がないことから、養子の可能性は否定できない（ただし文机談の落丁部に記述がある可能性も、また否定できない）。子に禅遍・継尊がおり、いずれも仁和寺僧である（尊卑分脈。ただし、血脈類聚記では、法流が確認できない）。万歳藏人と号した（郢曲相承次第）。藏人補任には名が見えないので、五位には上れなかったと考えられる。

孝継は仁和寺とは藏人として、楽人として、また歌会構成員の一人として関係した。藏人としては、金剛定院御室入壇記（寛喜二年

一二月九日）に召次として参加したのが確認できる。また楽人としては、郢曲相承次第に

子息宗雅卿為孝継（孝道末子。号万歳藏人）弟子。令再興家業。是皆世之所知也。孝継父孝道妙音院弟子也。依令展転。弥振違歟。但孝継又習守覚法親王。彼法親王当家資時朝臣写瓶弟子也。

依令窺諸流給。若以藤家説被授孝継歟。

とあり、守覚にも琵琶の伝授を受けたとされる。同様の情報は、神楽血脈にも見られる。

父孝道は仁和寺舍利会に楽人として法要に参加した⁽³²⁾。また晚年仁和寺近辺に住し、仁和寺女房なる女性と再婚していた（文机談）ので、孝継と仁和寺との交流は早くからあったと考えられる。諸法要にも楽人としての参加が想定できる。なお楽人・歌人として、当該五十首の他、嘉禄元年に行われた十首和歌に参加した。当該行事は明月記、嘉禄元年四月二五日条などに記録が残り、この年四月以降の成立とされている。ところで、歌会は管弦の催しを伴ったらしく、内閣文庫本には左の序文が付されている⁽³³⁾。

法のころもは春までもはつる、をま、の袂に十首の題を引入る。

いかにといへば譚如来の文をおもへる。尼々今日のむしろのま

うけとしてももの、音をそふ。琵琶^{老尼}和琴^{法眼覚寛}簫^{豊原時躬}笛^{松王丸}

拍子^{藤原孝継}かうじをへばかからかくとあけゆく空のかすみわた

れるにおのくしぞきぬ。

翻刻は新編国歌大観による。一部文意の通じないところがあるが、

誤刻は認められない。拍子役としてその名が確認でき、楽人としての活躍があったことがわかる。

以上のように道助五十首は閑院流・六条家・御子左家という面々のほか、他寺院の僧を取り入れている点が目目される。道助が主催者となり歌人を選定したことは、道助が自身を頂点にして歌人を統率したと言える。つまり道助は仁和寺に係る諸寺社を統率する自身の姿を、和歌を用いて見せているのであり、和歌によって仁和寺の権威を示そうとしたのではないかと考えられる。

また、歌人の人選と加点という形で院の関与を得、公卿のほか楽人まで参加させている。これらの人員は、法会を構成する人員でもある。法会は寺院の根幹的な活動の一つであり、道助がそれを思わせる人員構成で五十首を成したことは、彼が仁和寺を挙げた行事として五十首歌を位置づけていたことを示すと言えよう。その点で、守覚の個人的催しとして企画された守覚五十首とは意義が異なっているとと言えるのである。

ではなぜ道助は五十首歌という形式を採用したのでだろうか。仁和寺では覚性が百首歌を召したことが出観集から明らかであり(五一六詞書)、これに倣ってもよかつたはずである。土谷は道助が守覚の整えた次第により入寺したことから、道助を守覚の修法世界を体現する存在と指摘するが、これは、道助の自身に対する認識でもあつたらう。また道助のもとには守覚によって整えられた膨大な次

第・儀軌・聖教類があり、内外に渡る典籍があつた。このことから道助は守覚を歴代の中でも偉大な御室として捉えていたであろう。そのような守覚による五十首は、道助にとつてひとときわ輝かしい行事として映っていたと考えられる。また、守覚五十首は後鳥羽院が撰しめた新古今集の基調をなす作品となり、道助にとつて文芸によって御室の存在を示すことができると思つた直接的作品であつたとも考えられる。道助が五十首という形式を採用したのは、おそらくそれらの事情によるのであろう。

四 おわりに

守覚五十首は守覚が寺務引退を見据えた時に計画した記念碑的五十首で、文芸性の追求を行った和歌行事と言える。一方、道助五十首は道助が寺務職中に計画催行した五十首であり、仁和寺の権威を示す和歌行事であつたと言える。この点で両行事は意義付けを異にする。さらに言えば、道助五十首は、守覚の個人的催しという性質が強い五十首歌を、仁和寺を挙げての行事に変えたと評価できる。

また先例化については、道助五十首が五十首という定数と僧俗合同の歌人構成を継承した点で認められる。しかし道助五十首が結題であることに、まったく同一の企画の再現でなかつたことが知られる。さらに、道助は院・他寺の僧・楽家を参加させながらもまだ存命の兼宗・公継などを召していない。守覚の和歌活動を支えた人物

を召していないことは、道助自身の構成員づくりを目指したものと考えられる。道助五十首は守覚五十首の単純な継承というわけではなく、それをもとにして、道助自身の世界を提示しようとした試みであったとも理解できるのである。

五十首歌は、仁和寺ではこの後、一一世性助が行うことになる。

このことは仁和寺の和歌伝統として五十首歌が定着していることを示している。しかし、伝統を生成するのは始原に続く二番目のものがあることが不可欠である。道助五十首は意義を変えているとはいえず、その意味で重要な作品であり、道助が構築した和歌世界は今後ますます解明が俟たれるところである。今回は詠歌の分析まで至らなかった。次回は詠歌の分析を通し、仁和寺の和歌活動を捉えたい。

注

- (1) 『守覚法親王の儀礼世界―仁和寺蔵紺表紙小双紙の研究』第三卷（勉誠社・一九九五年）、四六三頁。
- (2) 『御室五十首』について（上）（『国語と国文学』四四・六・一九六七年五月）↓『新古今歌人の研究』（東大出版会・一九七三年）に再収。
- (3) 注（1）書、第三卷、五四一頁。
- (4) 注（1）書、第三卷。
- (5) 注（2）論文。
- (6) 土谷恵「定家と仁和寺御室―明月記の世界から―」（『明月記研究会編「明月記研究―記録と文学」一・一九九六年一月）。
- (7) 土谷「鎌倉中期の仁和寺御室―『明月記』と仁和寺聖教から―」（『明月

記研究会編『明月記研究―記録と文学』三・一九九八年一月）。

- (8) 阿部は守覚の寺務与奪について、本稿第一節で引用したように「寺務与奪された後の晩年の守覚」と記し、外圧的譲渡と考えているようである。土谷は注六論文のなかで「守覚は建久九年に寺務を異母弟の道法に譲っており」と記し、本稿と同じ見解を示す。ただし、本稿が示したような「御与奪」に関しての踏み込んだ説明はない。

(9) 注（6）論文。

- (10) 『新古今和歌集の研究―基盤と構成』（三省堂・一九六八年）、第一章Ⅱ以下断りのない限り、有吉論はこれによる。

(11) 注（2）論文。以下断りのない限り、久保田論はこれによる。

- (12) 当該五十首巻末には八月二日付け勅書の直後に一〇月一四日付け勅書が付されている。二通の勅書は同一年のものと考えられることもあったが、佐藤恒雄が前勅書は催行前に人選に関わって書かれたもの、後勅書は催行後の加点を終えた時に書かれたものと指摘した（『藤原為家の青年期と作品（上）』（『中世文学研究』二・一九七六年七月）↓『藤原為家研究』（笠間書院・二〇〇八年）に再収）。首肯すべき指摘である。

(13) 古典ライブラリー『和歌文学大辞典』「道助法親王家五十首」渡邊裕美子筆。

(14) 注（12）書。

- (15) 西村加代子「仁和寺和歌園と顕昭―覚性法親王時代における―」（『国文論叢』九・一九八二年二月）↓『平安後期歌学の研究』（和泉書院・一九七七年）に再収。

(16) 仁隆は、同書では任隆と表記されている。

(17) 注（1）書、第三卷、四六二頁。

(18) 『続真言宗全書』三三三卷（『続真言宗全書刊行』一九八四年）に翻刻がある。

- (19) 「歌が詠みだされる場所―歌林苑序説―」（『和歌文学論集』6、『平安後期の和歌』風間書房・一九九四年五月）↓『後白河院時代歌人伝の研究』（笠間書院・二〇〇五年）に再収。

- (20) 北院御室御日次記は注(1)書、第三卷の翻刻を参照した。
- (21) 注(1)書、第二卷の翻刻を参照した。
- (22) 桑原博史「平安末期の一貴族 藤原隆房の生涯」〔言語と文芸〕六三・一九六九年三月) ↓『中世物語の基礎的研究』(風間書房・一九六九年)に再収。
- (23) 中村「後徳大寺実定の沈淪」(『立教大学日本文学』五九・一九八七年二月) ↓注(19)書に再収)に詳しい。
- (24) 注(15)論文。
- (25) 辻彦三郎『藤原定家明月記の研究』(吉川弘文館・一九七七)、久保田淳『藤原定家とその時代』(岩波書店・一九九四)など。
- (26) 注(6)論文。
- (27) 定範と道深の関係は注(7)論文に詳しい。
- (28) 「定範と東南院歌会―鎌倉初期南都歌壇の一考察―」(『立教大学日本文学』六三・一九八九年二月) ↓注(19)書に再収。
- (29) 「顕昭放―仁和寺入寺をめぐって―」(『和歌文学研究』二八・一九七二年六月)。
- (30) 西村「顕昭の古今伝授と和歌文書」(『国文論叢』一二・一九八五年三月) ↓注(15)書に再収。
- (31) 「藤原孝道略伝」(『上智大学国文学論集』一五・一九八二年一月)。
- (32) 注(31)石田論。
- (33) 本文は、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。
- (34) 注(7)論文。

和歌および十首和歌序文の出典は、古典ライブラリー・日本文学 web 図書館、新編国歌大観による。郢曲相承次第は群書類従による。明月記は冷泉家時雨亭叢書の翻刻による。